

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 2 日

市内地域密着型サービス事業所
市内居宅介護支援事業所 管理者・施設長 様

笠岡市健康福祉部長寿支援課長

令和 7 年 4 月 1 日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等の届出について

日頃から、本市の介護保険行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止に伴い、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の添付書類（体制届に添付する「体制等状況一覧表」等）の様式について改定が予定されています。

このため、本市が所管する介護保険サービス事業所・施設について、令和 7 年 4 月 1 日を適用開始年月日とする報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出期限を岡山県が独自の取扱いとして令和 7 年 4 月 1 5 日（火）としていることから、本市においても岡山県独自の取扱いと同様に令和 7 年 4 月 1 5 日（火）とします。

また、体制届に添付する書類につきましては改定後の様式により提出をお願いすることとなります。新様式につきましては、様式が決まり次第、本市ホームページ等でお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

記

- 1 令和 7 年 4 月 1 日を適用開始年月日とする場合の体制届等の提出期限
令和 7 年 4 月 1 5 日（火）
※経過措置終了の事項に限らず、全ての事項の体制届を対象とします
- 2 加算等の算定開始時期
裏面別表のとおり
- 3 特例の対象となる体制届等
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（体制届別紙 1）
 - ・各種加算届出書等の添付書類
 - ・令和 7 年度処遇改善計画書（別途通知済）
- 4 届出に係る留意事項
 - ・笠岡市に届出している報酬体制を変更する場合は、届出が必要となります。
 - ・加算等の内容に変更がない場合は、届出の必要はありません。

（問い合わせ先）
笠岡市健康福祉部長寿支援課
介護事業者指導係
（TEL 0865-69-2139 担当：清水・手島・堤）

○令和6年度報酬改定における経過措置の終了事項

サービス種類等	変更点	留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・居宅介護支援 ・総合事業訪問型サービス ・総合事業通所型サービス 	<p>「業務継続計画策定の有無」</p> <p>「1：減算型」 「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画を未策定の事業所は「1：減算型」として体制届を必ず提出のこと。 ・届出がない場合は「2：基準型」とみなす。※笠岡市独自の取扱い <p>※届出のない事業所で業務継続未策定が確認された場合は、確認された時点ではなく令和7年4月に遡って介護報酬の返還を指導。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 	<p>「身体拘束廃止取組の有無」</p> <p>「1：減算型」 「2：基準型」</p> <p>を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等の適正化に係る措置を講じていない事業所は「1：減算型」として体制届を必ず提出のこと。 ・届出がない場合は「2：基準型」とみなす。※笠岡市独自の取扱い <p>※届出なく事業所で必要な措置を講じていないことが確認された場合は、事実が生じた月から3月以降に改善計画に基づく改善が認められた月まで減算を指導。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等処遇改善加算を算定可能なサービス事業所 	<p>「介護職員等処遇改善加算」</p> <p>「加算V(1)」～「加算V(14)」が令和7年3月末で廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存届出が今回廃止対象の加算区分で新たな届出がない場合は「加算なし」とみなす。 <p>※加算I～加算IVの要件に即した処遇改善計画書及び体制等の届出を行うこと。</p>